

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、<u>昭和62年4月1日以降に新たに</u>道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けて当該道路の地下に<u>設置した、又は</u>設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及び<u>これらと</u>一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の<u>6分の1</u>に相当する額</p> <p>2 上空に電線類が設置されていない道路において、東北地方電線地中化協議会において策定された基本構想に基づき、<u>昭和62年4月1日以降に新たに</u>占用の許可を受けて当該道路の地下に<u>設置した、又は</u>設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及び<u>これらと</u>一体不可分な物件 条例で定める額の<u>6分の1</u>に相当する額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及び<u>これと</u>一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の<u>9分の1</u>に相当する額</p> <p>2 上空に電線類が設置されていない道路において、東北地方電線地中化協議会において策定された基本構想に基づき、占用の許可を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及び<u>これと</u>一体不可分な物件 条例で定める額の<u>9分の1</u>に相当する額</p> <p>3～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	